

意見書

記

◎宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について

東日本大震災の教訓を踏まえ「災害対策基本法」が改正され、その中で防災会議等の見直しが行われました。

それに伴い、防災会議の所掌事務について、「災害が発生した場合において情報を収集すること」を削除し、「防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること」を追加し、委員の定数を「二五人以内」から「三〇人以内」に変更することなどについて、条例の一部を改正しようとするものです。

◎特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

国から「短期入所生活介護」及び「介護予防短期入所生活介護」における食費については、一食ごとに分けて設定し、提供した食費分を徴取することとした通知があり、これまで日額を算出の根拠としていた条例の一部を改正しようとするものです。

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書

本年八月二十九日に内閣府から発表された、南海トラフの巨大地震が四国沖で起きた場合の高知県内の被害想定は、最大で死者四万九千人、建物の損壊二三十万九千棟に上るとの衝撃的な内容でした。

本市におきましても、最大で二五メートルの津波に襲われることが予想されており、現在、この想定を踏まえて、防災計画の抜本的な見直しに取り組んでいるところです。

このような中、本市の公立小中学校や保育園などの公共施設は、その多くが津波想定エリアに位置しており、大規模地震が発生した際には、多数の命が危険にさらされることとが予想されます。

現在、本市においても、公共施設の耐震化や改築に懸命に取り組んでいるところであり、

今後新たな施設を建築する際には、津波に対して安全が確保できる高台移設を最優先課題として検討しているところです。

しかしながら、現在の補助制度においては、建築費に対する補助はあるものの、多大な経費が予想される用地購入費や造成費、取り付け道路の整備等は補助の対象に該当せず、事業実施がスムーズに進まない現状にあります。

現在、国においても、防災・減災強化のための特別措置法の制定について、活発な議論が交わされておりますが、本市のような財政基盤が弱い自治体が市民の安全確保に積極的に取り組むためには、是非とも国による支援が不可欠であります。

よって、学校等各種公共施設の高台移転については安全・安心な立地の確保及び防災拠点としての機能強化のため、以下の項目について、速やかに実施されるよう強く要望いたします。

提出された議案等

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	平成二十三年度一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第2号	平成二十三年度各特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第13号	平成二十四年度一般会計補正予算について	原案可決
第14号	平成二十四年度各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業)及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第15号	宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
第23号	宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決
第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第25号	平成二十四年度一般会計補正予算について	原案可決
第26号	特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第27号	特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

- 一、津波浸水区域の公共施設の高台移転に要する経費を全額国庫補助対象とすること。
- 二、上記の事業について、補助率の嵩上げや有利な起債の創設など地方財政措置の充実を図ること。

◎倒壊危険度指数(1F値)による学校耐震改修への補助を求める意見書

*本文は紙面の都合で割愛します。

一 般 質 問

九月定例会の一般質問は、十日及び十一日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

救急活動について

問 救急要請があった場合の受入態勢について、通報者の確認、伝達はどのようなになっているのか問う。併せて災害時の体制、仕組みについても問う。

答 受付の職員が場所、フルネーム、病歴、かかりつけ病院を確認し、救急救命士に連絡、現場に着くまでに不明な点などがあれば、無線及び電話で確認しながら向かう。

通報者が何らかの異変で対応できない場合、電話会社に

逆探知を依頼、場所の特定をする。出動先を間違えるようなことはない。
災害時を想定した体制については、地域防災計画の中で定められているところであるが、今後、新たな想定に対応できるように、本計画を改正し、市民の皆さんの命を守っていくこと



とを最大の目的として、可能なところから全力で取り組んでいく。

いじめ問題について

問 いじめ問題が報道されない日はないくらい大変な現状の中、本市においては心配なのか、児童・生徒・教師が、いじめの兆しを見つけた時、安心して相談できる体制にあるのか問う。

答 本市のいじめ認知件数は、ここ数年間で一〇件ほど発生しているが、その都度対応し、減少傾向にある。

現在、児童生徒、保護者が相談しやすい環境づくりを目指して、教職員だけに負担をかけるのではなく、スクールカウンセラーからの専門的見地から相談を受けることができる体制を整えている。
今後子ども達も一人で見守ることを抱えることがないように相談できる体制を継続していきたい。

また、いじめに対応している教職員が、一人で負担をかかえ、病気になるまいよう、学校全体の問題として組織的

に取り組む、いろいろな機関が有機的につながることで、問題解決を図るようお願いしている。

現状で一番問題となっているのは、いじめとふざけの境がつきにくいことであるが、それを教師や家庭がどのようにしてキャッチして、対応していくか。学校と保護者、地域が連絡を密にして、信頼関係をもとに取り組んでいくということが、一番いじめの対応になるのではないかと考えている。

学校再編計画について

問 小中学校再編調査特別委員会の結論を受けて、教育委員会として学校再編にどのように取り組んでいくか問う。

答 市民の代表である議会の議決は、重く受けとめており、今後、市長部局と再編計画の見直しの必要性について協議をしていきたい。

計画の見直しの必要性が生じた際には、住民にわかりやすく、より意見が反映できるよう、市長部局と一体なって進めていきたい。



浅木 敏 議員

地震と津波の対策 について

問 南海トラフの巨大地震が発生した場合の被害想定が発表されたが、耐震対策や迅速な避難等で人的被害が七分の一に減少できるとなっている。特に新築する学校ほか公的施設の高台移設、水道施設の耐震状況、避難施設の早期完成など、宿毛市の減災対策を問う。

答 宿毛市の行政関連施設や学校の高台移設は課題も多いが、可能な限り高台への移転を検討する。また、地区からの要望のあった避難道や避難場所などの整備は二十五年度までに概ね完了できる。宿毛市の水道施設は二カ所の耐震対策ができていない。耐震適合性のない水道管は四・八キロあるが、来年度以降に計画的に耐震適合性のある管に布設替える。

特定健診とガン検診 について

問 宿毛市の特定健診の受診状況と国によるペナルティの有無を問う。また、市はガン検診受診率の向上に取り組んでいるが、結果通知が大幅に遅れていると市民からの訴えがあった。事態の詳細と再発防止策を問う。

答 宿毛市の二十三年度実施の特定健診は、目標受診率には達していないが、国からのペナルティを受ける心配はない。大腸ガン検診では二五名、前立腺ガン検診で七名への結果通知が二〜二カ月も遅れた。今後はガン検診結果通知のチェック体制を強化充実し、再発防止に努める。

県道宿毛城辺線の路 面冠水対策について

問 宿毛城辺線道路路端の民家へは道路の水が流入し被害を与えている。与市明川の改修、河口への排水ポンプ設置等とともに、冠水時の通行止め、早期の土のう積みなど被害軽減対策を問う。

答 路面冠水の原因である与市明川の河口部分が改修されていない。河口の所に一〇トンから二〇トンのポンプ設置を県に要望している。当面の路面冠水時の対策として、早期の通行止めや被害民家近くに土嚢を確保しておくよう県に要望する。



循環型エネルギーに 推進について

問 原発事故による放射能汚染の恐怖が国民に明らかになり、循環型自然エネルギーへの期待が高まっている。宿毛市としても太陽光発電、水力発電、木質バイオマスの活用等にどう取り組むか問う。

答 本市も今年度は、住宅用太陽光発電設置費補助金制度を設けた。小水力発電についても楠山地区が有力地点として県による調査が始まる。木質バイオマス等の循環型自然エネルギーについては、自然環境保護、林業の活性化、資源の地産地消、ひいては雇用の確保の観点からも積極的に推進していく必要がある。



松浦 英夫 議員

保育園の防災対策 について

問 保育園児は、地震発生時においては、避難をする場合に、非常に高いリスクがある。震災後、高台への移転計画を含め保育園全体の防災対策について問う。

答 災害時において、一番リスクの高い保育園児の防災対策は非常に急がれる喫緊の課

題として取り組む。高台への移転を含め検討をしている。

問 各保育園で避難訓練の実施状況や、避難用具の配備・避難場所の確保等避難計画は作成されているのか問う。

答 避難訓練は月一回定期的に実施している。避難用具も配備している。今後も、各園から、それぞれの避難場所へ一分でも早く避難出来るよう訓練に取り組む。

問 すみれ保育園と二ノ宮保育園は共に、津波の浸水域の中にあると予想されているが、両園の防災対策や再編計画の取り組みを問う。

答 二ノ宮保育園への統合に向けて取り組んでいる。保護者や地域の皆さんと合意が整えば、二ノ宮保育園の増築工事に着手する。二ノ宮保育園のすぐ裏が避難場所となっており、定期的な訓練の実施で対応できるのではないかと。

問 咸陽保育園は、津波の発生時は、その被害が大変危惧をされている。保護者からも、高台への移転を強く希望されているがどのように考えているか。

答 園児並びに職員の安全を確保する意味からも、津波浸水が予想される保育園については、高台移転は喫緊の課題として取り組む。

問 小筑紫保育園は、防災対策や環境面で、大きな課題があり、保護者の皆さんも大変危惧している。「旧田の浦小学校の跡地」へ移転する考えはないか問う。

答 「旧田の浦小学校の跡地」への移転新築案は効果的な方法であると思っている。関係者の理解を得る中で早急な事業着手に取り組みたい。

沖の島における介護保険施設について

問 介護施設について、第四期介護保険事業計画に組み込まれていたが、未だ実現をしていない。どこに原因があったのか、どのような取り組みをしてきたのか問う。

答 第四期計画の初年度に「あったかふれあいセンター」が整備されたので、計画にあった「小規模多機能型居宅介護サービス」と同等のサービス

提供が可能となったことから整備は行わなかった。今後は、「あったかふれあいセンター」の充実に向けて取り組む。

問 離島が抱える問題を解決するために、離島振興法を活用する中で、施設整備が実現出来ないか問う。

答 介護保険施設整備に対して、離島振興法に基づく国庫補助制度がないため、同法を活用しての施設整備は困難である。



岡崎 利久 議員

宿毛駅東地区土地区画整理事業の保留地の処分について

問 一つ提案として、今後、売買にこだわるのではなく、賃貸で土地を貸すことも含めて考えていくべき時にきたと思っているが見解を問う。

答 処分方法の手法の多様化についてご提案頂いた。賃貸については、今後、進めていく方向で検討していく。

宿毛市バイオマスタウン構想について

問 今後、バイオマスタウン構想を、どのように実現させていくのか

例えば、堆肥化施設を整備することなどについての見解を問う。

答 現在の宿毛市のバイオマスタウン構想は、三つの取り組みで構成をしている。

一つ目が、生ごみ、し尿汚泥、食品加工残渣などの堆肥化。二つ目が、廃食用油の燃料化。三つ目が、森林資源のエネルギー原材料化。

この中でも、中心的な堆肥化については、工場建設費に対する国の財政支援施策の後退、これは事業仕分け、行政監察局のバイオマス事業評価、東日本大震災によるエネルギー政策の方針転換などによる交付金事業の廃止、さらに建設候補地、運営経費の費用対効果の問題など、さまざまな要因がある。施設整備の見直

しも含めて、慎重な協議が必要と考えており、早急に庁内プロジェクトチームを編成し、今後の方向性について、協議していきたいと考えている。

宿毛市学校給食センター調理業務委託について

問 今回の委託料は、前回よりも約七〇〇万円程度の増額予算となっているが、積算根拠について問う。

答 積算根拠については、高知県賃金構造統計調査を基準として、給食数や地産地消の推進、アレルギー食の個別対応等に必要の人員として、調理員一七名、半日パート一名で給与を算出し、社会保険料、保健衛生、教育研修の経費、並びにそれに伴う消費税の相当分を見込んだもので、積算している。

問 宿毛市でも、入札を続けていくと、過当競争による契約額の下落が続く、従業員の労働環境に悪影響が出るなど、色々の問題が起こるのでないか。その点は総合評価でクリアされているのか問う。

答 学校給食は、従来どおり食の安全、安心を常に心がけ、栄養指導、献立等、食育の推進に努めている。

委託業者の選考については、選考委員会を設置し、各契約希望者のヒアリングを実施し、学校給食への理解度や、業務の執行能力、衛生管理の対応、食育への理解と協力を総合的に判断して決定をしているので、価格競争だけで判断するのではなく、総合評価についてもクリアしていると考えている。





濱田 陸紀 議員

宿毛小学校建設用地について

問 今期定例会初日に、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会より最終報告があり、宿毛小学校は、速やかに高台に移転すべきとの案が賛成多数で承認されたところであるが、市長は、選挙公約で、現在地に建設すると約束されている。市長は議会議決と市民との公約の、どちらを重く受けとめるか。

答 議会議決も市民の声も、どちらも重要であると考えている。

私が公約した段階と大震災後では、新たな情勢も生まれてきている。全体として判断をしながら、どちらの意見も重視する中で、それが落ちつく方向はないものか、今後、皆さん合意をいただける方向で、取り組んでまいりたい。

問 高台移転の工期、経費についてどのように考えているか。

答 全くの概算であるが、用地の選定や買収、造成及び改築工事を含めると、一〇年近くかかる。経費については、造成地を四ヘクタールと想定すると、建物等を除き、造成費等で七億円以上かかるのではないかと思われる。

問 その高台を整備する場合、国の補助金はあるのか。無くても市単独事業として実施することが可能なのか。

答 現在のところ、国、県において、そのような助成措置はない。まだ全然実態のない段階なので、まず調査結果をきちんと出した段階で、その論議に入れるところに達するんじゃないかと思っている。

県道宿毛津島線について

問 国道五六号線の補完路線として、また南海トラフを震源とした巨大地震発生時に、この路線の重要性はますます増してきた。前市長は、自然環境を活かした道路整備を高知県に対して提言したが、市長は、この県道の改修をどのように考えているのか。

答 この区間はすばらしい景観が残っているとんでもあり、提言に配慮していただく中で、早期完成に向けて働きかけを行ってまいりたい。

一・五車線についての考え方は、とにかく自然を守りな



がらの提言を活かしながら、出来る箇所から出来るだけ早く手を付けていただくと要望等を行っていききたい。

小中学校再編計画について

問 議会は、宿毛小学校について、早急に高台移転を検討するよう議決をしたが、これを受けて、教育委員会は、昨年十一月に委員会議決した再編案をどのようにするかを問う。また、市長はこれまでも土砂災害等の危険性のあるところには公共物は建設しないといってきたが、津波被害が想定される現在位置への建設調査の検討より、高台移転に全精力をかけるべきではないか。

答 (教育長) 市民の代表である市議会の議決は、大変重く受け止めている。

教育委員会としての方向性は、市長部局の高台移転についての協議を受けて、意思疎通を図りながら委員会内での論議をしていきたい。

(市長) 三月議会で、現在地も一つの選択肢として提案してきた経緯もあり、建てる場

合の執行部としての認識をしておかなければと考えていた。今後、高台の適地調査を踏まえて、市民や保護者への説明を行い、議会の意見を伺う中で、教育委員会と一体になって決定していきたい。

職員採用試験について

問 三月議会において、「今までの採用について、私なりに調査をしている。市民の中から疑念の生まれぬ確たる方向を検討していく。」と発言しているが、どのような調査をしたのか。また、制度の変更はあるのか。

答 平成二十一・二十三年度の採用試験を、詳しく検証したが、不正な事実は一切なかった。疑念については、私が持っていたわけではなく、前回の市長選当時あるいはそれ以前に、市民の中に疑念を持たれる部分もあるので、きちんと検証して、客観的に払拭できる試験制度を作りたかった。

昨年からの変更点として、作文試験は二次試験の可否に反映させることにした。また、年齢を三五歳まで引き上げ、一般事務A・Bを一つに統一した。



寺田 公一 議員

宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告

今期定例会において、宿毛市立小中学校再編調査特別委員長より最終報告がありましたので、その中の調査結果の部分を掲載します。(報告書の全文は宿毛市ホームページに掲載中です。)

調査結果

(一) 宿毛小中学校の耐震・改築について

本委員会においては、(A)宿毛小学校を現グラウンドに改築し、宿毛中学校を松田川小學校用地へ改築する案、(B)両校とも現在地で耐震・改築する案、(C)宿毛小学校は耐震改修のうえ速やかに高台に移転し、宿毛中学校は耐震改修のうえ一定期間使用する案の三案について、慎重に審査をしてきたところだが、一定の議論が尽くされたと判断し、八月二十三日開催の委員会において、各委員による討論の後採決を行った。

以下、討論の概要について記す。

まず、B案を支持する山上委員より、宿毛小学校の一階部分を柱で構成する(ピロティ)構造とし、想定津波高以上の人工地盤的な形状を確保する

ことで、避難場所とすることを検討すべきではないか。昼間に地震があるとは限らないことから、多くの地域住民に親しみがあがり、通い慣れている学校が避難場所としては適所ではないか。現在のところ、高台移転にかかる土地代や造成費は補助対象ではなく、市の単独事業となるため、人工地盤の方が安価にできるのではないか。本案の場合、北側宅地の買収が必要になるが、購入が可能となれば、仮設校舎の必要性がなくなり、仮設校舎費程度で、土地が確保できる可能性があるし、高台移転より現在地での建て替えの方が校舎建設の実現が早いのではないか。また、例えば、新校舎は夜学や市民学級等にも積極的に利用できるようにし、特に特別教室等は、時間的な使い分けで、施設の有効活用を図るようにはすべきではない

か。あるべきところに、あるべきものがある状態を継続することは、まちをつくって行く上で大切なことであり、今後のまちづくりは、コンパクトの方向で、分散ではなく、集積を図るべきではないか。仮に公共施設の高台移転を推進するのであれば、まち全体(浸水エリア全体)の高台移転計画まで策定する必要があるのではないか、との討論がなされた。

同じくB案を支持する濱田委員より、街の歴史は旧町内の住民にとっては、重大な関心事であり、学校を他地区に移転すると街の核がなくなる。また、震災はいつ発生するかわからない。子どもたちが学校に滞在する時間は、年間を通じて約二〇〇日、一、六〇〇時間程度に過ぎない。また、最新の建築技術をもつてすれば、校舎は想定される最大震度でも倒壊は考えにくい。従って、現在地に小学校を新築しても二〇分、三〇分で忠霊塔に避難させる訓練をしておけば子どもたちの生命は十分に守ることができるし、多くの市民が津波から避難することが可能となる。高台に移転

した場合には、登下校時に地域の人たちとの触れ合いや見守りの機会が少なくなり、子どもたちの安心・安全が保ちにくい。また、この場合、用地買収や造成等に長期間を要し、一日も早く新しい校舎を望んでいたPTAの従来の要望と相反する、との討論がなされた。

続いて、C案を支持する寺田委員より、昨年三月十一日の東日本大震災の津波の恐怖を思い出すと、五・八メートルの浸水予想地域に教育施設を新築することは理解できない。宿毛小中学校ともに新築するのであれば、本来なら、両校とも高台に移すべきと考え、二校を同時に新築することが財政的・時間的に問題があるとするならば、意見交換会でも多くの保護者が望んでいるように、災害弱者である小学生や保育園児の安全・安心を最優先に考えるべきであり、もっとも老朽化の著しい宿毛小学校を先行して高台に新築すべきである。現在地に三階建てで計画されている新校舎案は、住民の安全を確保できるものではなく、避難場所として指定すべきではない。

住民の安全を確保するには、津波避難タワー等、必要に合わせて整備すべきである。高台に小学校を移せば、市街地の多くの住民が災害時に利用できる大規模な二次避難所として活用することができる。高台移転に係る経費については、用地購入費、造成費など多額の経費が発生するが、将来的に考えると無駄な経費とはならない、との討論がなされた。

同じくC案を支持する浅木委員より、基本的に新築学校は、津波想定地域に建てるべきではなく、小筑紫小学校の建築の時にも反対した。今度の場合も、最初から津波想定地域への学校新築は認められない。本来なら、全部の小中学校を高台移転すべきだが、そんな財源はないから、当面、新築される学校については、高台建設を支持する。この考え方の根底には、子どもを命をどう守るかということが、すべての面で最優先すべきではないかという思いがある。また、津波が来た場合、親の心理からいうと、子どもをどこへ駆けつけて行つて子どもを守りたいと思うのが当然

で、先の震災の時も、子どもを

連れて帰る途中で、事故にあつたという事例もある。その点から見て、子どもが安全な場所にいるということになれば、「津波でんでんこ」という言葉があるように、親自身も子ども

の心配をすることなく、自分自身の身を守ることに専念できる。確かに造成費には金がかかり、それをどう工面するかという問題もあるが、津波にやられて、それを修復する費用を考えた場合に、土地造成費が高いと言えるのか。あくまでも、津波

が来るといふことを前提として、考えるべきではないか。なお、高台にすれば、木造校舎にすることが可能になる。木造にすれば、教育環境という面でも良くなるし、宿毛市産材を使うとすれば、地元の木材業界をはじめ、地元産業の発展とそれに従事する関係者の仕事も増やすことができる、との討論がなされた。

なお、A案に対する賛成討論は行われなかった。

以上のような討論の後、採決の結果、賛成多数をもって、本委員会としてC案を採択すべきであると決したところである。

(一) 学校再編計画について

教育委員会は、平成十九年十一月に沖の島を除く当時の市内一〇小学校を五校に統合し、同じく沖の島を除く市内五中学校を一校に統合するとの再編計画を策定した。

本計画策定の背景には、当時、全国の自治体に課せられていた行政改革の推進という目的とともに、遅れていた学校耐震化を一気に進展させたいとの意図があったのではないかと推察される。

計画では、専科教員の配置、クラブ活動の充実、将来の児童生徒数の推移から考えた適正規模の確保など、統合による教育的効果がうたわれているが、住民の十分な理解を得ぬままの計画策定は、いささか拙速であったと言わざるを得ない。

その結果、地域からの反発などを理由に、当初計画策定から三年を経ずして、平成二十二年五月には計画の見直しが行われ、適正規模の観点と一定の地域性を考慮したとの理由で、小学校がそれまでの五校から六校に、中学校がそれまでの一校から四校に変更されることとなった。

調査の過程で、特に中学校の

再編に関して、クラブ活動の充実、専科教員の配置等、子ども

たちに良好な教育環境を提供するため一校に統合する予定だったものが、この計画では、その目的が達成できない学校が残ることになり、一校から四校

になった明確な根拠が乏しい、教育委員会の姿勢はあまりにも一貫性に欠けるとの意見や、学校が地域コミュニティにおいて重要な役割を果たしていることは理解できるが、子どもたちが

主役であるはずの学校再編に関して、地域性に過度な配慮をし過ぎると、適切な教育環境の提供が困難になるとの意見が出された。

このように、現在の再編計画はいくつかの問題点を抱えており、この計画が果たして最善の枠組みかどうかについては疑問の余地がある。また、県内でも遅れている耐震化への取り組みは待ったなしの状況であること踏まえ、この際、全ての小・中学校を早期に耐震化し、児童生徒の安全をひとまず担保したうえで、子どもたちにとって真に望ましい教育環境の提供ができるよう、現在の学校再編計画を再考すべきであるとの意見で一致した。

(二) 学校再編に対する取り組みについて

平成十九年に策定された学校再編計画は市内全域が対象となる計画であったにもかかわらず、目先の統合予定校である小筑紫地区小学校を除けば、橋上中学校で一回説明を行っただけで、その他の学校には一切説明に向いていない。

また、平成二十一年度には当初再編される予定だった大島小学校が、国からの予想外の交付金が入るようになったことから、急きょ耐震工事が行われることになり、結果的に再編計画の一部見直しとなった。

これらの事実、平成十九年の再編計画が最初から住民不在の、行革ありきの計画ではなかったかという疑問を抱かせるものであり、その後の再編の動きを混乱させる大きな要因となったと考えられる。

平成二十二年五月の全面的見直しの際には、全市を対象に二回の教育懇談会を開催しているが、これで十分な民意の把握ができたのかについても疑問が残る。

平成二十三年三月にPTA連合会から提出された陳情の内容は、「決定した計画を説明す

るのではなく、複数案の時点で保護者と協議を行うこと」、「正確な情報を速やかに保護者に届けること」を求めるものであり、保護者もつと自分達の声を再編計画に反映させる機会を望んでいたことを裏付けている。

行政としての明確なプランを固めたうえで、信念を持って住民を説得していくという姿勢は決して間違いではないが、本市の場合は、計画策定過程に住民の声を反映させる機会があまりにも乏しく、そのことが結果として、住民に不信と反感を抱かせる要因となったことは容易に推察できる。

他の多くの自治体では、様々な方法により、あらかじめ地域の声を吸い上げ、それを具体的なプラン作りに生かしている実例が数多く見られる。

本市においても、教育委員会が今後の学校再編を進めるうえで、今まで以上に保護者、地域との話し合いを密にするとともに、施設設置の最終決定権者たる市長とも十分な協議を重ねる中で、ベストと思われる計画を策定し、その後はブレることなく、粘り強い取り組みを進めるよう求めるとの意見で一致した。

議会報告会の開催について

この度、議会活動の状況を市民の皆様へ報告し、市政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対するご意見を直接お聞きする機会とするため、次の日程で議会報告会を開催することとなりました。

つきましては、市民の皆様の積極的なご参加を賜りましようご案内いたします。

なお、本報告会は今年と来年の二年にかけて市内八カ所で開催する予定としております。今年開催しなかった地域につきましては来年の開催を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

◎開催日、会場

(各会場とも午後七時から二時間程度の予定です)

平成二十四年十一月十二日(月)

・小筑紫基幹集落センター

平成二十四年十一月十三日(火)

・宇須々木公民館

平成二十四年十一月十四日(水)

・宿毛東部農村環境改善センター

平成二十四年十一月十五日(木)

・宿毛市役所三階 議会委員会室



●議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は12月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



★会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



編集後記

時すでに晩秋。朝晩の冷気が身に染みるそんな季節。九月は定例議会、一般質問、議案質疑に先がけて、この三月から続いていた学校再編に関する特別委員会の最終報告がなされました。

これを受けて、宿毛小学校をはじめとする公共施設の高台移転を考慮した立地調査が実施される運びとなったことは皆さんご承知のとおりです。

十月は決算審査と行政視察。十一月は議会報告会の開催と日程が立て込んでおり、秋は議員一同にとって多忙のうち過ぎていきます。

議会改革の一環として今年から開始される議会報告会。実り多いものとなるよう、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

編集委員

- 山 戸 寛
- 岡 崎 利 久
- 松 浦 英 夫
- 寺 田 公 一
- 宮 本 有 二